

# 鳥取縣公報

告示

昭和十六年二月二十一日  
千二百九號

金曜日

本書ノ大キニ  
國定規格A5列

### 鳥取縣告示第百六十四號

畜牛結核豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ乳用牛及外國種種牝牛ノ結核病検査左ノ通施行ス所有者又ハ管理者ハ所定ノ検査所ニ該畜牛ヲ牽付検査ヲ受クベシ

昭和十六年二月二十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

検査期日	検査場所	検査區域
自四月二十二日 至同二十二日	西伯郡所子村	西伯郡富益村
自四月二十三日 至同二十四日	同 郡同村	同 郡外江村
自四月二十五日 至同二十六日	同 郡淀江町	西伯郡境町
自四月二十七日 至同二十八日	米子市道笑町	同 郡上道村
自四月二十九日 至同三十日	同 市錦町	日野郡黒坂町
		米子市西伯郡一圓
		同 郡溝口町

自五月十三日 至同十三日	西伯郡富益村
自五月十四日 至同十五日	同 郡外江村
自五月十六日 至同十七日	西伯郡境町
自五月十八日 至同十九日	同 郡上道村
自五月二十一日 至同二十二日	日野郡黒坂町
自五月二十三日 至同二十四日	同 郡溝口町

日野郡一圓

### 鳥取縣告示第百六十五號

昭和十六年度醫藥品其ノ他ノ衛生用物資資源調査員ヲ左ノ通任命セリ

昭和十六年二月二十一日

鳥取縣公報

每週 曜日發行

(休日ニ當ル  
時ハ翌日)

昭和十六年二月廿一日  
第千二百九號

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

一

00805

調査區域	身分	氏名	住居	所
鳥取警察署	藥劑師	山本 一郎	鳥取市行徳四一三ノ一	同
同	同	山田 芳藏	鳥取市川端四丁目二九	同
岩井警察署	同	前田 益夫	岩美郡本庄村大字新井三ノ一	同
河原警察署	醫師	森本藤太郎	入頭郡河原町大字袋河原二	同
若櫻警察署	藥劑師	永山 忠親	入頭郡若櫻町三〇番屋敷	同
智頭警察署	同	入江 雅藏	入頭郡智頭町大字智頭三三〇	同
寶木警察署	同	鳥雄 邦子	氣高郡寶木村大字寶木三〇ノ二	同
倉吉警察署	同	河本重太郎	東伯郡倉吉町大字東仲町三六	同
八橋警察署	同	小林 直治	東伯郡倉吉町大字明治町一〇三三ノ六	同
米子警察署	同	遠藤 士郎	東伯郡八橋町大字八橋五〇三	同
境警察署	同	山田 春吉	米子市法勝寺町七〇	同
同	同	小坂元太郎	米子市糺町一丁目四九	同
同	同	增谷慶一郎	西伯郡境町大字相生町二三	同
同	同	貝田徳太郎	西伯郡境町大字榮町一八五	同
同	同	内田準一郎	西伯郡境町大字溝口六三〇	同
同	同	島田 鐵雄	日野郡溝口町大字溝口六三〇	同
同	同	同	日野郡黒坂町大字黒坂一四三番屋敷	同

鳥取縣告示第百六十六號

産婆名簿ニ登録セシ者左ノ如シ

昭和十六年二月二十一日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

本籍 鳥取縣西伯郡五千石村大字諏訪九四番地  
住所 本籍ニ同シ

昭和十六年二月十六日  
第八三四號登錄

須 山 ぶ 枝  
大正五年八月十五日生

鳥取縣告示第百六十七號

鳥取縣農機具配給協議會規定ノ通之ヲ定ム

昭和十六年二月二十一日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

00806

鳥取縣農機具配給協議會規程

- 第一條 鳥取縣農機具配給協議會ハ鳥取縣知事ノ監督ニ屬シ鳥取縣廳内ニ之ヲ置ク
- 第二條 協議會ハ知事ノ諮問ニ應ジ左ノ事項ヲ調査審議ス
  - 一 農林省ハ報告スベキ本縣農機具需要量
  - 一 農林省ヨリ割當ヲ受ケタル農機具ノ市町村別割當
  - 一 其ノ他農機具ノ配給ニ關スル重要事項
- 第三條 協議會ハ會長一名副會長一名及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第四條 會長ハ經濟部長ヲ以テ之ニ充ツ

鳥取縣告示第百六十八號

綿羊飼育獎勵規程左ノ通之ヲ定ム

昭和十六年二月二十一日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

- 第一條 綿羊ノ飼育ヲ獎勵シ之ガ増殖ヲ圖ル爲本規程ニ依リ知事ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ハ知事ノ適當ト認ムル團體ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス但シ別ニ國庫又ハ地方費ヨリ獎勵金又ハ補助金ノ交付ヲ受ケベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 綿羊ニ關スル專任技術員設置ノ場合ニ於ケル專任技術員ノ俸給及旅費ニ要スル費用
- 二 綿羊ノ飼育又ハ羊毛若ハ羊皮ノ加工ニ必要ナル建物工作物(新築、増築、改築)ノ設備又ハ器具機械(飼槽、水槽、草架織機、紡毛機、整經機、製鞣用器具)ノ購入ニ要スル費用

- 三 綿羊ニ關スル講習會、講話會、競技會、共進會其ノ他綿羊ニ關スル智識ノ普及及向上ノ爲適當ナル施設ニ要スル費用
- 四 羊毛又ハ肉綿羊(羊肉ヲ含ム)ヲ生産地ヨリ仕向地迄共同シテ出荷輸送スル場合ニ於ケル集荷選別包裝等ニ要スル土地建物及器具機械ノ借入費傭人費及輸送費其ノ他適當ト認ムルモノニ要スル費用
- 五 年齡生後五箇月以上五歲以下ノ綿羊ヲ一回ニ付二十頭以上其ノ生産者ヨリ購入又ハ共同購入轉送スル場合ニ於ケル綿羊ノ輸送ニ要スル費用
- 六 年齡生後五箇月以上三歲以下ノ綿羊ヲ一回ニ付十頭以上輸

00807

第三條 獎勵金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス

一 前條第一號、第三號及第六號ノ費用ニ對スルモノニ在リテハ其ノ費用ノ範圍内

二 前條第二號、第四號及第五號ノ費用ニ對スルモノニ在リテハ其ノ費用ノ二分ノ一以内但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ其ノ割合ヲ越ヘテ交付スルコトアルベシ

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ毎年一月三十一日迄ニ知事ニ之ヲ提出スベシ

一 事業計畫書

二 收支豫算書

第二條第一項ノ費用ニ對スルモノニ在リテハ當該年度ニ於テ施行スベキ事業ノ概要並ニ專任技術員ノ擔當スル業務ヲ記載スベシ

第二條第二號ノ費用ニ對スルモノニ在リテハ左ノ事項ヲ記載スベシ

(一) 綿羊飼育ニ要スル建物及工作物ニ付テハ之ヲ必要トスル事由、飼育スベキ綿羊ノ種類別、性別頭數、飼育方法ノ大要

(二) 羊毛、羊皮ノ加工ニ要スル建物及工作物ニ付テハ之ヲ必要トスル事由、加工ノ方法、羊毛、羊皮ノ取扱數量並ニ價格及加工品ノ種類數量並ニ其ノ價額

(三) 建物工作物ノ設備ニ付テハ設備ノ要領書(建設物ノ位置仕様、工賃内譯圖面)ヲ添付スベシ

(四) 器具機械ノ購入ニ付テハ購入スベキ器具機械ノ名稱、種類別價額、購入價額(單價及總額)並ニ購入時期

第二條第四號ノ費用ニ對スルモノニ在リテハ出荷場所販賣先及集荷、選別、包裝其ノ他出荷輸送ニ關スル方法並ニ羊毛ニ

在リテハ種類及數量(何頭分)肉種羊ニ在リテハ種類別性別頭數(又ハ何頭分)ヲ記載スベシ

第二條第五號ノ費用ニ對スルモノニ在リテハ左ノ事項ヲ記載スベシ

(一) 購入ヲ爲ス場合ニ在リテハ種類別、性別頭數、年齡、購入價格(單價及總額)輸送費、購入時期、購入先

(二) 購入幹旋ヲ爲ス場合ニ在リテハ(一)ノ外共同購入ヲ爲ス人員及購入幹旋ニ關スル規程類

第二條第六號ノ費用ニ對スルモノニ在リテハ種類別、性別頭數、年齡、輸入價額(單價及總額)輸送費、輸入時期、購入先陸揚地ヲ記載スベシ

各項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者前條ノ事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ知事ノ認可ヲ受ケテ

第六條 第二條第二號又ハ第五號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ指令ヲ受ケタル者、獎勵金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ事業完了後請求書ニ精算書、並ニ設備費又ハ輸送費ノ證據書類寫ヲ添付シ知事ニ之ヲ提出スベシ

第七條 第二條第六號ノ費用ニ對スル獎勵金ハ其ノ交付ヲ受ケントスル綿羊ノ購入ヲ了シ其ノ購入先購入頭數及積出期日ヲ記載シタル書面ニ請求書ヲ添付シ知事ニ之ヲ提出スベシ

第八條 獎勵金ノ交付ヲ受ケベキ專任技術員ハ尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスル修業年限五箇年以上若ハ高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスル修業年限三箇年以上ノ農業學校又ハ之ト同等程度ノ學校ニ於テ畜産科、農業科又ハ獸醫科ヲ

00808

修メ之ヲ卒業シタル者ニシテ二箇年以上上級羊ニ關スル實務ニ從事シタル者又ハ實業專門學校若ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ畜産農業若ハ獸醫ニ關スル科目ヲ修メ之ヲ卒業シタル者ニシテ一箇年以上上級羊ニ關スル實務ニ從事シタル者トス

專任技術員ヲ採用セントスルトキ又ハ其ノ專任技術員ヲ昇給セントスルトキハ豫メ知事ニ協議スベシ但シ採用協議ノ場合ニ在リテハ履歷書ヲ添付スベシ

獎勵金ノ交付ヲ受ケベキ專任技術員ノ任免及昇給ハ遲滞ナク之ヲ知事ニ報告スベシ

第九條 第二條第六號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ受ケテ輸入シタル綿羊ハ農林省畜産局長ノ指定スル検査ヲ受ケテ

第十條 第二條第一號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ翌年度六月三十日迄ニ同條第三號、第四號又ハ第六號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ事業ノ終了後遲滞ナク事業成績書及收支決算書ヲ知事ニ提出スベシ

第二條第二號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三年間毎年度ノ事業成績書ヲ其ノ年度ノ終了後遲滞ナク知事ニ提出スベシ

第二條第六號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三年間毎年五月三十一日迄ノ蕃殖成績ヲ翌月十日迄ニ知事ニ報告スベシ

第十一條 第二條第二號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三年間知事ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ獎勵金ノ交付ヲ受ケテ爲シタル設備ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ

第二條第六號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三年間知事ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ獎勵金ノ交付ヲ受ケテ輸入シタル綿羊ヲ讓渡シ又ハ移出スルコトヲ得ズ

第十二條 第二條第六號ノ費用ニ對スル獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ三年内ニ其ノ交付ヲ受ケテ輸入シタル綿羊斃死シタルトキハ獸醫師ノ診斷書又ハ検査書ヲ添付シ遲滞ナク其ノ旨ヲ知事ニ報告スベシ

第十三條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

本規程ニ違反シタルトキ

一 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

二 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

三 支出額ヲ豫算額ニ達セザルトキ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條第一號ノ費用申請收支豫算書様式

收支豫算書(收支決算書)

種目	豫算額	前年度豫算増	減	摘要
補助金	圓	圓	圓	
計	圓	圓	圓	

00809

一支出	種目	豫算額	前年度豫算額	増減	摘要
	技術員	圓	圓	圓	技手何人分一人
	旅費	圓	圓	圓	技手何人分一人
	計				當何圓

註一 決算書ニハ旅費ノ明細書ヲ添付スルコト  
 二 補助金ニ對スルモノニ付テハ第二條第二號ノ補助金申請様式ヲ參考トスルコト  
 第二條第二號ノ費用(共同種付所)申請様式  
 昭和 年 月 日  
 町村組合長名 ㊟

種目	豫算額	摘要
縣知事宛		種羊飼育獎勵金交付申請書
昭和 年 月 日		年度ニ於テ種羊種付所ヲ設置可致候條相當ノ獎勵金交付相成度種羊飼育獎勵規則ニ依リ關係書類相添ヘ此段及申請候也
一 共同種付所ヲ必要トスル事由		事業計畫書
一 收容飼育スベキ種羊ノ種類別性別頭數		
一 收容飼育方法ノ大要		
一 收支豫算書		
一 收入		
種目	豫算額	摘要
縣費補助金	圓	總經費ノ二分ノ一

種目	豫算額	摘要
共同種付所	圓	建坪坪 坪當 圓 錢
新築費		
運動場柵		延間 間當 圓 錢
新設費		
計		

設備要領書  
 一 建物ノ位置 郡 町 大字 字 番地  
 一 仕樣 共同種付所 運動場柵  
 (一) 共同種付所  
 (二) 運動場柵  
 註 仕樣ニハ説明ヲ付スルコト  
 一 工費内譯

名稱	材料	長サ	大サ	數量	單價	金額	摘要
計					圓	圓	

00810

種目	精算額	豫算額	増減	摘要
縣補助金	圓	圓	圓	
組合負擔金				
計				

一 支出  
 種目 精算額 豫算額 増減 摘要  
 共同種付所 圓 圓 圓 木造平屋建何坪(運動場柵ヲ含ム)新築費  
 新築費 圓 圓 圓 必要スル費用

註 共同種付所ト運動場柵ハ別箇ニ記載スルコト  
 一 圖面 圖面ハ平面圖、正面圖、側面圖ヲ揃ヘ間數ヲ書キ入レルコト  
 第二條第二號ノ費用(共同種付所)請求書様式  
 種羊飼育獎勵金請求書  
 昭和 年 月 日 附畜第 號ヲ以テ種羊飼育獎勵金交付御指令相成候條種羊飼育獎勵規則第二條第二號ノ施設完了候條獎勵金御交付相成度關係書類相添ヘ此段及請求候也  
 昭和 年 月 日  
 町村組合長名 ㊟

縣知事宛  
 一 收算書  
 町村組合長名 ㊟

註 支出ノ摘要欄ニハ明細ニ記載スルコト  
 印 領收書  
 一金 圓 錢  
 但シ種羊共同種付所建築請負代金  
 右正ニ領收候也  
 昭和 年 月 日 住所  
 町村組合長宛 建築請負人 氏 名 ㊟

第二條第三號ノ補助金申請様式  
 昭和 年 月 日  
 町村組合長 ㊟

縣知事宛  
 種羊飼育獎勵金交付申請書  
 昭和 年度ニ於テ種羊ノ智識普及向上ニ關スル講習講話會開催致度候條相當獎勵金御交付相成度種羊飼育獎勵規程ニ依リ關係書類相添此段及申請候也  
 事業計畫書  
 一 種羊飼育獎勵計畫  
 一 團體調書(共同種付所様式ノ通)  
 一 團體ノ事業計畫  
 左記該當事項ヲ記載スルコト

00811

場所、期日、區域、規模、費目別經費、組合負擔額、補助金額  
 收支豫算書

共同種付所ノ様式ヲ参照シテ記載スルコト  
 第二條第六號ノ補助金申請様式  
 昭和 年 月 日  
 村町 組合 長

縣知事宛  
 綿羊飼育獎勵金交付申請書  
 昭和 年度ニ於テ綿羊購入致度候條相當獎勵金御交付相成度綿羊飼育獎勵規則ニ依リ關係書類相添ヘ此段及申請候也

- 事業計畫書
- 一 綿羊ノ輸入ヲ必要トスル事由
- 一 輸入綿羊ノ飼育方法ノ大要
- 一 事業計畫書

團體	種類	頭數	年齡	購入費	輸送費	補助輸入購買	陸上地
				單價	總額	單價	總額
						金額	時期先

鳥取縣告示第六十九號

昭和十三年三月商工省令第八號揮發油及重油販賣取締規則第五條ノ二ノ規定ニ依ル團體左ノ通指定ス  
 昭和十六年二月二十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 購買方法  
 收支豫算書

一 收入

種目	決算額	摘要
縣補助金	圓	輸送諸掛一頭何圓何頭分
地方費		輸送諸掛一頭何圓何頭分
計		

一 支出

種目	豫算額	摘要
種羊購入費	圓	一頭何圓何頭分
輸送費諸掛		一頭何圓何頭分
計		

註 收支決算書ハ本様式ヲ准用ノコト

00812

一 團體名及代表者氏名

保證責任鳥取鐵工機械器具工業組合  
 理事 石 黒 周 藏

二 主タル事務所ノ所在地

鳥取縣鳥取市川端三丁目一五番地

鳥取縣告示第七十號

青年學校教員資格規程第二條ニ依リ左ノ者ニ對シ夫々頭書ノ通青年學校教員タルコトヲ認可セリ  
 昭和十六年二月二十一日

認可科目	本籍地	氏名	所在地
職業科	鳥取縣東伯郡西郷村大字伊木六拾貳番地	浦嶋 初美	鳥取市中町三拾二番地
	鳥取市西品治町六百九拾七番第一地	佐藤四郎松	鳥取縣東伯郡旭村大字助谷百六拾四番地
	鳥取縣東伯郡灘手村大字寺谷四百四拾參番地ノ一地	塚根 利雄	岡山縣阿哲郡刑部町大字小阪部千三百九拾八番地
	米子市車尾七百番地	増山 宗	鳥取市東品治町拾九番地三地
	鳥取縣東伯郡日下村大字福庭四百五拾七番地ノ八地	土井 清治	鳥取縣西伯郡御來屋町八百六拾四番地
	鳥取縣日野郡溝口町大字古市三百九拾五番地一地	森谷 幾衛	鳥取縣西伯郡中濱村小篠津五千百拾參番地

鳥取縣告示第七十一號

米穀現在高調査員左ノ通異動アリタリ  
 昭和十六年二月二十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 囑託解囑ノ部	囑託者	解囑者	擔當調査區域職	務執行ノ場所	囑託解囑年月日
金山榮一	高見源三	西伯郡逢坂村	西伯郡逢坂村	西伯郡逢坂村役場	昭和十六年二月一日
	河本 懋	氣高郡青谷町	氣高郡青谷町	氣高郡青谷町役場	

一 擔當調査區域變更ノ部  
調査員 氏名  
石田 正義

新擔當調査區域  
氣高郡青谷町

舊擔當調査區域  
鳥取 市

職務執行ノ場所  
氣高郡青谷町役場

彙報

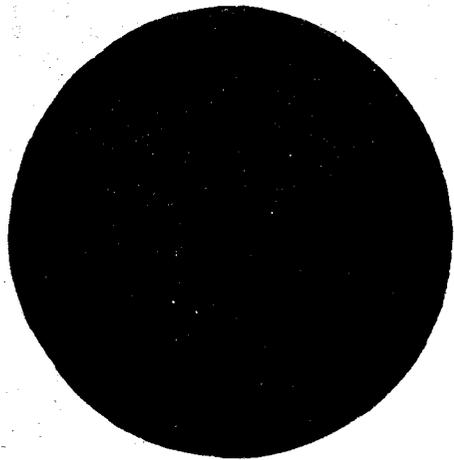
行旅死亡人

- (1) 取扱者 高知縣安藝郡室戸岬町長
- 一 住所、居所、氏名 不詳
- 一年令 五十四歳位女一人
- 容貌体格中等ノ方、身長四尺六寸位、頭髮短ク白髮交リ顔圓型、前左門齒折損、上右犬齒及下左犬齒銀卷
- 着衣 人絹銘仙ノ紺紺鼠色袴一、モスノ長襦袢一、白ネル襦袢一、白木綿腹卷一、前掛一
- 博田帶(小菊模樣)一、帶止(眞鍮金具菊彫)一、白夏足袋(九文七)二、眞綿一
- 遺留品 白ハンカチ一、御守袋(成田山一、專修山稱念寺一)
- 右昭和十五年五月二十六日安藝郡室戸岬町椎名沖合二湮半ノ個處ヲ漂流中發見シタルモノニシテ成規ノ取計ヲ爲セリ
- (2) 住所、居所 不詳 年令六十歳位
- 男 大津 兼吉
- 容貌体格瘦タル方、身長五尺二三寸位頭髮白髮交リ顔長キ方

耳目口鼻 普通

- 着衣 セル單衣一
- 遺留品 柳行李一(ハサミ一、丸藥一、白ズツク古運動靴一、納經本一) 遍路笠一
- 昭和十四年四月二十八日安藝郡室戸岬町ニ於テ病死セリ
- 右心當ノ向ハ該町長宛直接照會相成度
- 行旅死亡人
- 一 取扱者 徳島市長
- 一 本籍、住所、氏名 不詳
- 一 女乞食風推定五十歳位
- 一 人相 顔小形面長、眉、齒、口、耳、鼻、眼共ニ普通
- 一 色黒キ方 頭髮白髮交リ長髮
- 一 中 肉 身長四尺五寸位ノ乞食風体(啞者ナラン)
- 一 着衣 木綿縦縞袴ニ黒木綿ノ單衣帶ヲ爲ス
- 一 所持金 ナシ
- 客年十一月二十一日午後七時頃徳島市西船場六丁目小路ニ行倒レ居ルヲ收容救護中同月二十四日死亡シタルモノニ有之
- 右心當ノ向ハ當該市長宛直接照會相成度

事變特報



彙報

報

第九十三號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

### 大政翼賛會實踐要綱

- 一、臣道の實踐に挺身す。
- 即ち、無上絶対普遍眞理の顯現たる國體を信仰し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。
- 二、大東亞共榮國の建設に協力す。
- 即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。
- 三、翼賛政治體制の建設に協力す。
- 即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸一し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。
- 四、翼賛經濟體制の建設に協力す。
- 即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。
- 五、文化新體制の建設に協力す。
- 即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。
- 六、生活新體制の建設に協力す。
- 即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

### 目 次

- 一 現下の國情と農民の使命……………農林次官 井野 碩 哉 四頁
- 一 船員政策の強化と船員徵用令……………(職業課) 七頁
- 一 鳥取縣に於ける本年度中等學校入學者選抜の實施方針に就て……………(學務課) 五頁
- 一 國民職業指導所の設置……………(職業課) 二頁
- 一 青果物配給統制規則施行細則の設定……………(農務課) 三頁
- 一 縣立智頭農林學校の設置……………(學務課) 三頁
- 一 第二回機械技術者檢定施行……………(職業課) 六頁
- 一 「常會の誓」募集……………(振興課) 三頁

へ思と源資・なふ思と屑

00817



# 現下の國情

## 農民の使命

農林次官 井野 碩 哉

我が國民にとつて忘れることの出来ない輝かしい皇紀二千六百年を送り、茲に二千六百年の新春を迎えまして、こゝに農山漁村に於ける皆さんと、又農林業に理解を持つて頂きたい都會の方々と膝を交へての氣持で色々とお話をし、又お願ひをして見たいと思ひます。

顧みますれば紀元二千六百年は誠に意義の深い年でありました國の内外に亘つて色々重大の方針なり、事業なりが決定せられたのであります。内にあつては昭和維新とも申すべき大政翼賛の大業が其の緒につき、肇國の大精神たる八紘一宇の理想の下に國體を愈々明徴ならしむる方針が決つたのであります。

又外にあつては日獨伊三國條約の締結を見まして、三國が一体となつて世界の平和建設に乘出すことになりまして、又日滿支が

一体となつて東亞共榮圈の確立に進むことに判つきりと決定せられたのであります。

然しながらこのやうに大きな方針なり事業なりを成し遂げますには、總べての國民が一心になつて進み、如何なる難關に出あつてもビクともしない強い覺悟を持つ必要があります。若し途中に於て挫折するやうな場合があつては却つて大きな災を招くことを覺悟しなければなりません。

日支事變勃發以來既に足掛五十年になり、或は物資に或は勞力に於て、色々の部面に不足を生じて來ましたが之は當然であると思ひます。此の物や勞力の足りない時代にあつて、總べての國民が心を一つにして、即ち一億一心になるといふことは非常に難しいことでもあります。それがためにはどうしても、すべての人が國の事情をよく知ることが必要であります。唯、現在は戰爭をして居るのでありますから當局としても總べての事情をそのまゝ皆さんに申上げることが出来ないことの遺憾がありますが、然し許す範圍内に於てお知らせすることに努めたいと思つてゐます。皆さんも亦進んで色々な事情を知ること御努力を願ひたいのであります。

例へば生活必需品に付て申して見ますと、都會の方々から見れば、米や、炭や、被服類が不足してゐる。農村にたくさんの米がありながら何故に都會に出さないであらうかといふ不平を持たれます。又炭がどうしてこんなに少なくなつたらうかといふ疑問を持たれます。又農村に於ては、肥料やその他の資材を充分によこさないで米や麥を作れといはれても、それは無理であると考へる人

00818

もあり、又農作地方の農村ではこんなに米が取れてゐながら尙足りないといふのは、米を外國へ出すのではなからうかと疑問を持つてゐる人もあるやうに聞いて居ります。これは一つの例でありますけれども、矢張り都會の人も農村の人もよく現狀を理解しないことから起つて來る不平であり、疑問であると考へます。

農村には決して米が有り餘つて居りません。昨年の如きは隨分農村に對して極端と思ふほど無理にお米を出して頂いたのであります。今になつて農村が多少昨年の米があるからといつて、之を貯めることは農村の事情を知られないからです。その年の米を貯へて翌年に之を食べることは農村の美風として之をたゞへて來た習慣を急に無視することは殘酷と思ひます。又炭が急に足らなくなつたのは勿論勞力の不足や資料の供給が充分に出来ないことにも原因いたしますが、主なる理由はガソリンの不足から急に自動車に使用ガス用木炭が要ることになり、今までざつと七億萬貫程度の炭がありますと家庭用木炭にも工業用木炭にも充分であつたのであります。急に一億萬貫のガス用木炭が要るやうになり、又三四千萬貫の工業用木炭が増して來たために全体としては八億四五千萬貫の木炭が要ることとなり、供給がこれに伴ひませんのでどうしても家庭用其の他の消費に節約をお願いするやうになつたのであります。

又農村に對しましても、充分の肥料の供給の出来ないことは外國から入つて來る物は極端に制限せられ、國內に於ても石炭や電氣を軍需の方に多量に使はれますので、どうしても肥料の生産が不足することは止むを得ない事情にあるのであります。

然し當局と致しましては米麥の増産のためには出来るだけ肥料の確保に努力して居りますし、又國內に於ける石炭電力の配給に於ては軍需と殆ど同様の取扱ひを受けてその生産に努めてゐるのであります。隨つて今年の窒素肥料については昭和十三年に較べて、米麥に對して八五%の數量を供給することに致し、しかも需要の最盛期には昨年よりも幾分ふやしてお配りいたしたいと思つてゐるのであります。過燐酸石灰についても同様の事情で出来るだけのものをお配りするやう努めてゐるのであります。

然し何んと申しましても肥料や資材の供給が充分でないことは明であり、此の事情の下に從來に較べて一層の増産をして頂きたいと申上げるのでありますから、こゝに無理のあることはよく承知してゐるのであります。今茲で我が國が食糧問題で行きつまるやうでは今までの苦心も水の泡となるのでありますから、足りない物資で今までより多くの數量をどうしても作つて戴かねばならぬので、そこに農民諸君の一層の御努力をお願いするわけでありませぬ。

即ち農民諸君が今までより少しでも多くの米、麥、或は雜穀類を作られることは、戦場の將兵各位が赫々たる勳功を擲てるのと同じであると信じてゐます。

鋤、鋤を取つて田畑を耕されることは戦場に於て銃器を持つて戦ふのと同じであり、彈丸がないからといつて戦を止めるわけには行かないので、或は銃剣を持つて突撃しても敵陣に乘込むことが必要であると同様、肥料が少いからといつて生産を放棄し得ざる事情に迫つてゐるのであります。一昨年の朝鮮の旱魃で米の供

00819

給が不足勝でありましたが、幸ひ麥や芋の増産によつて昨年は事なきを得たのであります。しかし今年も昨年の秋の出来高が内外地を通じて充分とは申されないのであります。その供給に於ては、昨年と同様の窮屈さがあるものでありますから、今年も麥や甘藷や馬鈴薯等に於ても大いに増産をして戴きたいのであります。そのためには或は桑園を抜いて芋類を作つていたとかねばならぬこともあると考へるのであります。今の處六七萬町歩の桑畑を食糧に轉換しなければならぬと考へて居ります。或は養蠶をせらるゝ方から見れば、政府は輸出奨励のために昨年は繭の増産を奨励しながら、今年はこの量を減らして食糧に代へるといふやうなことは餘りにも無定見ではないかと思はれる方があるかも知れません。然し國家の情勢は刻々變化があるのでありますから、政策もこれに合せて行く必要があるのであります。然し當局としては蠶絲業に對して決して悲觀的觀察を持つてゐるのではありません。日獨伊三國條約締結に依つて生絲の海外輸出の減退はもとより覺悟してゐますが、國內に纖維が不足してゐるのでありますから、これに當る方策をはつきり樹てさへすれば決して蠶絲業に恐慌を來すやうなことはないのであります。

たゞ養蠶家としては今までのやうに外國の相場で繭の相場が支配されないことになり、非常に高くなつたり又安くなつたりする所謂投機的面白がなくなり、一定の値段で繭を賣ることを覺悟して戴かねばならぬのであつて、若しその値段が引合はなければ他の作物に轉換することも考へて戴かなければならぬ。時も來ると思つてゐます。しかし今桑園を整理するといふこ

とは食糧増産の必要から來るものと考へ願ひ度いのであります。かういふ事情でありますから、決して米や麥を新に外國に輸出する等といふことは絶対にありません。

以上のやうなわけで食糧の問題に於て、其の他生活必需品に於ても其の供給に於ては相當に窮屈になつて來たことは事實であります。生産者と消費者とが心を一にして此の難局を突破することに努力し、さへすれば銃後の生活必需品に破綻を來すやうなことは絶対にないと思つてゐます。日支事變の初めに於て外國人が日本に來た時に、日本は食糧に於て、生活必需品に於てもその豊富であるのに驚いたのであります。これならば何年戦争が續いても歐洲戦争の二の舞を演ずるやうなこととはないと考へたのであります。

現在に於ても日本の強みは矢張りそこにあると思ひます。資材の不足や天候の加減で多少の豊凶は覺悟しなければなりません。生産者が戦場に於て銃を取る氣持で鋤鋤を取り、消費者も亦生産者の努力をよく理解して消費の節約に努めて戴きさへすれば決して心配はないのであります。

農民諸君も之等の事情をよく理解して戴くと共に、自己の使命が銃後の守りに於て如何に重大であるかをよく知つて戴きたいのであります。先般茨城縣内原の農民訓練場に於て全國の町村から二名づゝの青年諸君のお集りを願つて、石黒農林大臣から親しく膝を交へて此の實情をお話し、その使命を説かれたのであります。我が國の當面の食糧問題はそんな状態であるのか、それならばわれわれもつと増産をして進まねばならぬといふ氣持が各自

00820

の態度に於てハッキリと示されたのであります。之を按じますに短い時間に充分その意を盡すことが出来ませんが、ともかく此の際米でも麥でも、炭でも、魚でも、出來るだけ多くのものを作つて戴きたいのであります。

資材の不足や經濟事情の不利な點は或る程度我慢せられ、皇國のために盡して戴くことこそ減私奉公であり、「農は國の本なり」といふ農村本來の價値を發揮するに今こそ其の時であると固く信ずるのであります。年の始は一年の計を樹てる時であります。此の時に當つて農民諸君は此の理解と覺悟とをもつて、本年の家業に精進せられんことを切望して止まぬ次第であります。

× × ×



### 船員政策の強化と船員徵用令

△ 時局と海運

支那事變の處理、大東亞共榮圈の確立といふ歴史的な大事業の完遂を目ざして、高度國防國家の形成に邁進してゐる我が國に於て海運がきつて重要な役割をもつてゐることはいふまでもない。まことに四面海をめぐらす我が國では、物資動員計畫も、生産力擴充計畫もまた軍事行動すらも海上輸送といふことを無視しては成立しないのである。かくの如く大事な役目をもつ海運であるから、その總力をあげて國家的使命を達せしめるためには、政府はもとより民間に於てもあらんかぎりの力を盡して來た。最近に於ける海運統制の強化も實にこの目的の爲に外ならない。

しかしながら海運の發展といひ、その使命遂行といひ、これが根柢をなすものは何としても船舶を動かす人、即ち船員である。世界に誇るべき日本海運の目ざましい發達は、優秀なる日本船員の働きに負ふものといつても過言でなく、また今日、日本海運に課せられた使命はそのまゝに日本船員に負はされた使命といふべきであらう。故に政府に於ては、船員に關する對策にはこれまで大いに力を注いで來たことは周知の通りである。

しかるに事變勃發以來船員の不足が目立つて來た。それは一般の勞務資源の不足に、加ふるに生産力擴充計畫の進歩に伴ふ船腹擴充が大きな原因となつてゐる。かくては海運界にいかなる事態をもたらすやも測り難い。そこで政府は、早くから船員の増加策を立て、高等商船學校の別科併置、海員養成所および高等海員養成所の創設、船員職業紹介所の國營移管などにより船員の積極的な養成をはかり、また積極的な船員募集に努力する一方、臨時船舶管理法を動かして、船舶職員法による法定職員を緩和して來

00821

た。  
しかし船腹の擴充と船員の増加と歩調が合はず、最近ではこのまゝに放置すれば船舶の運航に支障を生ずるやも知れたいほど切迫した状態になつて来た。加ふるにいまや我が國內外の情勢は豫測を許さず何時如何なる必要により船員の大量な不足を生ずるやも測りがたい。こゝに船員に關する根本的な對策がどうしても必要となるに至つたのである。

そこでまづ船員の給與の適正をはかつて、我が國戰時經濟の要請である低物價政策に即應しつゝ、なほ船員に適正な給與を確保してその經濟生活を増進せしめると共に、給與の釣上によつて船員の爭奪をなすやうなことがないやうに統制せねばならない。更に船員の適正な配置と移動の防止をはかり、船員の使用を最も國家の要請に副はしめるやうに統制し、更にすゝんで將來の如何なる事態にも備へるためと船員徵用の途を拓いておく必要がある。

このやうな事情のために昨年十月、國家總動員法を發動して、「船員給與統制令」「船員使用等統制令」「船員徵用令」の三勅令を制定公布せられたので、こゝに其の中の「船員徵用令」について簡単に説明を加へることにする。

△ 船員徵用令

船員徵用令は國家總動員法第三十一條の規定に基き、昨年十月二十一日、同施行規則は同二十二日の官報を以て公布せられて二十三日より施行せられてゐるのであるが、徵用の性質と時局下に於ける船員の國家的使命の重要性に鑑み、被徵用者に對してはその名譽を重じて應召軍人に準ずる取扱を爲し、以て奉公精神の喚

起に遺憾なきを期するやう努めることが最も肝要である。

(イ) 船員徵用の意義  
船員の徵用とは、國家權力に基いて一定の者を船舶の運航といふ總動員業務に強制的に従事せしめることを内容とする行政處分である。いかなる船舶の運航かといふと、差當つて總噸數五百噸以上の船舶とされてゐる。(施行規則第一條)

(ロ) 徵用權の發動  
徵用は特別の事由ある場合、たとへば軍機に關するとか、或は事態緊急するとかの場合の外は、船員職業紹介所の職業紹介、その他募集の方法により所要の人員を得られない場合でなければこれを執行することが出来ない。

(第二條)

(ハ) 本令の對象

徵用は船員職業能力申告令第二條に掲げる者に對して行はれるが、その中醫療關係者職業能力申告令により申告をなすべき者を除外する(第一條)。第二條に掲げる者とは船員法第一條に規定する船員、即ち一定の日本船舶に現に乗組中の船員、海技免狀を有する者、指定船員養成施設の課程修了者にして修了後三年を経過しない者、および該期間内に船員法の船員として船舶に乗組み、最後の雇止の公認後三年を経過しないもの、船員法第一條に規定する船員として一年以上船舶に乗組んだ者で最後の雇止の公認後三年を経過しないもの、四者である。

(ニ) 徵用の機關

徵用および徵用の解除は逓信大臣が行ふ(第四條)。出頭要求

00822

書、徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書および徵用解除令書は逓信大臣においてこれを發する。尤も徵用に關する事務の一部を逓信局長に行はしめることを得るから(第二十二條)、出頭要求書は主として逓信局長をしてこれを發せしめる筈である(施行規則第四條)。船員に對するこれらの措置は全國的な眼で見るとあり、從來に於ける船員職業能力申告令に關する事務も中央に集中されてゐるから、そこで一元的取扱ふことになつたものである。

(ホ) 徵用の手續

船員の徵用は、徵用による船員の配置を必要とする船舶所有者の請求又は申請があつた場合に於て、逓信大臣が徵用の必要ありと認めたときにこれを行ふ(第四條、第五條)。徵用は徵用令書が徵用せらるべき者に交付されたときにその效力を發生する。逓信大臣は徵用の適否その他を制定するため、徵用せらるべき者に出頭を求めることができる(第八條)。

(ヘ) 被徵用者の處遇

被徵用者は、國家總動員法第四條の規定に基き、國家權力により總動員業務たる船舶の運航に従事せしめられるものであるが、その際に官廳所有船舶に乗組んだ者は、當該官廳の長の指揮を受け一般民間の船舶に乗組んだ者は、その船舶所有者の指示に従ふべきものとされる(第十四條)。

被徵用者に對する給與は、その者が配置された船舶所有者においてこれを支給するのであつて、その給與額は被徵用者の乗船、履歴、技能、職務、航路および就航區域の狀況等に應じ、且つ從

前の收入を斟酌してこれを決定する(第十五條一項)。その他給與に關し必要な事項は、官廳所有船舶にあつてはその所管大臣が逓信大臣に協議してこれを定め、その他にあつては船舶所有者が逓信大臣の認可を受けてこれを定める(第十五條二項)。いはゆる御用船は單なる備船契約に基く船舶にすぎないから、官廳所有船ではない。

(ト) 旅費規定

徵用せらるべき者の出頭旅費、被徵用者の出頭旅費、および歸郷旅費は、それらの者が配置される船舶の船舶所有者が、これを支給するが(第十六條)、それは處要に應じ日本海運協會等において立替へることになる筈である。

X X X



鳥取縣に於ける本年度中等學校入學者選抜の實施方針に就て

今年も、中等學校入學者選抜の時期が近づいて参りましたが、此の際、内申書の作成に當られます小學校の先生方、並に選抜の實施に當られます中等學校の先生方に對しまして本年の實施方針に就て御了解を得ますと共に二、三の希望事項を申し述べて、今年

00823

は、より一層、此の運用を完璧ならしめるやう、御盡力をお願い致したいと思ふのであります。

御承知の通り、昨年中等學校入學者選抜方法が劃期的な改正を見まして所謂「學科なしの新考査法」に依る事となつたのであります。但し、改正の趣旨に就ては既に充分御了得のことと存じます。

此のことは單に選抜の方法を改めたと云ふ方法上の問題でなく我が國民教育の根本精神に即應致しますと共に、重大なる時局下に於て、小學校教育の積弊を艾除して教育國策の大本を打ち樹ると云ふ非常に根本的な國家の理念に基いてゐるのであります。

此の四月から愈々全國の小學校が國民學校と改められ、その制度に就ても内容に於ても明治五年學制頒布以來の大改革が行はれるのであります。その主眼と致しまする所は、我國教學の本旨に従ひ、智、徳、體を一体とする皇國民を鍊成すると云ふ點にあるのであります。即ち、すぐれた智識と立派な徳性と、逞ましい身体とが三位一体となつた相こそ、眞に皇國の民として、又興亞の民として、皇運を扶翼し奉るに足るべき資質を備へてゐると申さなければなりません。さやうな資質の基礎的な鍊成をするのが國民學校の目的であり又その根本使命であります。然しながら従前のやうな學科考査による選抜法を行ひましては、どうしても此のために煩はされ、毒されて、この大切な根本使命を達成することが困難になるのであります。即ち學科だけの教育、それも教室内で行ふ暗記教授に限られて來ると云ふやうな結果となり、一面最も國民教育上の大切な目的である訓育、我は體育などが忘れられ勝になるのであります。小學校に於ける訓育の不徹底が日本の

風教の上に如何に重大な影響と結果をもたらすかを思ひます時私共は深く考へざるを得ないのであります。

又、國民體位の底下と云ふことが國家の最も憂慮すべき現象として論ぜられつゝあります時、身心發育の過程にある少年少女を學科の暗記のために苦しめる事は益々將來の國民體位を引下げる結果になることを深く考へなければなりません。更に特に知育をやるに云ひましても、試験のために詰込みと云ふやうな知育は實は眞の知育ではないのであります。子供の知識を啓きその創造力を伸展させると云ふ事にはならないのであります。それのみではありませぬ。學科試験による弊害は先生方が既によく御承知であると思ひますから詳しくは申しませんが、如何に此の制度が、教育をして功利的ならしめたかは思ひ半ばに過ぐるものがあります。教師は準備教育に没頭し、兒童も明け暮れこれのみに専心し父兄も、入學率を以て學校又は教師の優劣を連断すると云ふやうな現象は全國到る所に、極めて最近まで見られた所であります。

昨年、文部省が改正の斷を下しまして新選抜法を發表致しまして第一回の實施を見たわけでありましたが、教育に當る者と致しましては、改正の根本精神を絶えず反省し、明確にその理念を把握してゐなければならぬと存じます。往々にして方法上の些末な疑念のために、再び學科試験制度の復活等を論ずる人もなきにしもあらずであります。これらはその根本の精神を忘れて居るものと申さなければなりません。

本年度は第二回の實施になるのであります。今申しました趣旨の通り、根本方針に於ては毫も變更致しません。即ち如何なる

00824

形に於ても以前の様な學科試験制度の復活をみる様な事は絶対にないのであります。昨年通り、小學校長の報告、中等學校に於ける人物考査及び身体検査の三者綜合判定に依るものであります。従つて小學校も中等學校も昭和十四年十二月二十二日鳥取縣告示第七百九十一號を以て公布致しました。「中等學校入學者選抜實施要項」に基づいてそれ／＼實施に當ればいゝわけでありませぬ。

然しながら、これが運用に關しましては、昨年第一回の實施の結果に鑑みまして、尙ほ先生方の御研究と御力を煩はしたい點があるものであります。それらの點につきまして去る一月十六日縣の運用委員會を開きまして、各方面からの意見を徴して、本年度の運用要項を定めたのであります。その要項は既に一月十八日附學務部長通牒を以て各學校へ通達されてありますので、よく御覽の上御考慮をお願い致します。その主要なる點について敷衍的に申し上げ御理解を願ひたいと存じます。

第一に内申書作成に就て先生方に特に申上げたいと思ひます。之に關しましては何よりも作成に當り眞摯且つ嚴正であつて貰ひたいと云ふことであります。此の點については私共は小學校の先生を信頼して居りますが、先生方も、國民教育者としての名譽と矜持のために最上の嚴正さを以て臨んで頂きたいと存じます。自分の教へ子は可愛い、出来るだけ入學させてやりたい、之は人情として誰しも同じ事でありませぬ。然しこの人情のために不正の内申をするに云ふことになれば國家の大切な公の務を情によつて誤つたと云ふ事になります。或はある第三者の干渉壓迫に依つて嘘の内申をするに云ふ事も、教育者として一番恥しいことと思ひま

す。

私共は重ねて申しますが、先生方を十分信頼して居ります。従つて萬一の不正に對しては假借の餘裕をもちませぬ。

尙、内申書の作成に當つては作成委員會の機能を充分發揮して頂きたいと思ひます。之は今申しました第三者等よりの干渉或は頼み込み等がかりにありましても、その入り込む隙を與へないことにもなると思ひます。委員會が十分の機能を發揮して居れば、たとえ干渉等があつても委員會で決定するから、ある一人の力ではどうにもならぬことになりませぬ。勿論、委員會は數人の先生方が色々の角度から志願兒童を見て、その子の人物全体を綜合して内申書を作成すると云ふ點に中心の目的があるのであります。一人の先生の主觀的獨斷的な判斷によつて決定される事を避けるものでありますから、委員全員が揃つて慎重に御協議を願ひたいと思ひます。

本年より報告書の第二號表に作成委員全員の先生方が署名捺印の上中等學校に提出するやうにし、又第一號表を中等學校に提出すると共に、縣學務課にも一通提出するやうに致しましたのも、一は作成委員會の機能を充分に發揮して頂くと共に、二には作成に就ての委員の先生方の責任と自覺をより明確にするためであります。

第二に人物考査に關して申上げますが、此の度の新選抜法で一番論議されてゐるのはこの人物考査であります。即ち口問口答によりまして、兒童の日常生活に關する極めて普遍的な事項に就いてその徳性に基く判斷を考査するのであります。

00825

徳性と云ふのは小學校に於ける教育の全体が綜合せられて、その兒童の身についたもの、これが徳性であります、小學校ではいろいろな教科を教へます。しかしそれを唯バラバラに教へ込んで行くのではありません。それ等がみんな綜合せられ歸一せられて、皇國の民としての徳性を涵養されるのであります。小學校の六年間の間にいろいろな教科を通じて、陶冶された子供の徳性、それを主として口問口答によつて見やうとするわけでありませぬ。それから唯、修身だけやつて置けばいい、或は、修身的な應答のやり方を仕込んで置けばいいと云ふわけには參らないのであります。兒童の身についたもの、兒童が身を以て体験した事柄を引き出してその判断を考査して行くのであります。従つて身につかない俄仕立ての答を致しましても、それがいいと云ふことにはなりません。昨年の實施の結果によりますと、本縣に於ても、多少機械的な無意味な應答が見られたのであります、之は發問者である中等學校側の發問の仕方にも欠陥がありますと共に、身につかない答を豫め準備されてゐた結果とも考へられるのであります。小學校としては巷間に流布されてゐる準備書に煩はされたり、或は特に口問口答のために俄仕込の技功的準備をなすやうなことがなく、正々堂々と身についたものによつて應答し得るよう御指導を願ひたいと思ひます。

尚、申すまでもなく徳性に基く判断を考査するわけでありませぬから自らその間に推理が行はれ知性が働かぬわけでありませぬ。勿論教科の知識内容を知つてゐるか知らないかを考査するのではありませぬが、徳性の判断の間に働く子供の知性、情操の深さは見る

わけでありませぬ。従つて發問が餘り簡單で斷片的ではいけないと思ひます。一つ問ふて一つ答へて終ると云ふやうなことであればどうしても機械的な問答に終りがちになります。中等學校側としては此の點特に工夫研究を凝らして誘導的發展的によつて頂きたいと思ひます。特に本年度から口問口答の一人の所要時間を長く致しましたのも、この點を満足に運用したいためでありませぬので御考慮を御願する次第であります。

考査場に於ける子供の心理は何と申しましても平常通りには却々保てぬだらうと思ひます。此の點については、あくまで親切な態度言語を以て對せられるやうに御願ひしたいと思ひます。尚、質問の語調、速度、アクセント等にも周到な注意を拂ひ、子供に質問の意味がよく理解されるやう細かな心使ひをしてやつて頂きたいと思ひます。殊に發問中家庭事情については慎重なる態度をとり、子供の氣持を傷けない様あたたかき氣持を持つていたゞきたいと思ふのであります。

要するに人物考査は人物を見ることであります。問答を通じて人物全体を察知するのであります。僅かの時間で人物を見ることは難しいと云ひますが、口問口答は最も活きた人物考査の方法であります。問答法と云ふものは古くから教育の方法として今日まで生命を有してゐるものであります。やり方に依つては相當に内容の豊富な考査法となり得ると思ひます。

中等學校としては、題材の選ひ方、發問の様式等十分の研究を盡して、與へられた時間を御活用になるやうに希望致します。

00826

第三に身体検査に就て申上げます。先づ小學校の先生に御理解頂きたいことは、身体検査は第一に身体全体に就て健康であるか、どうかを見るものでありますから、特に懸垂だけを練習するとか、或は走ることをやらせるとか云ふやうな俄か準備は必要でないと思ふ事でありませぬ。之も人物考査と同じく、小學校教育を通じてつくられた体位体力を見るわけでありませぬ。

中等學校側に於ては、体格の大小とか或は見かけがよいから悪いからと云ふやうな事で直ちにその優劣を速断する事のないやう或は偶發的なことゝ、生來のことゝの判定を誤る等のごことが無いやう十分慎重に實施して頂きたいと思ひます。

疾病異常に重きを置くことは前年の通りであります、之は學習に堪え得るか否かと云ふことを基礎にせよと云ふ文部省の通達と併せて考慮して、實施に當つていたゞきたいと思ひます。

唯、特殊の學校、例へば師範學校では色盲や音痴は入學出來ないとか工業學校では同じく色盲などは入學出來ないと思ふ特別の身体上の制限のある所に就ては、小學校側ではよく知つて置いて兒童の進學指導に當られたいと思ひます。

尚、身体検査については検査に當られます御醫者さん方と中等學校は十分の協議を遂げて、改正選抜法の趣旨をよく理解して頂くやう努力して欲しいと思ひます。

第四に綜合判定に就て一寸申述べて置きますが、本縣と致しましては以上申しました小學校長の報告、人物考査、身体検査の三者を綜合して何れにも偏しない方式によつて、實施致しますことは前年通りであります、餘り機械的になることは避けたいと思

ひます。要は人物全体を考定するわけでありませぬから餘りに數的な取扱のみに走ることはいけないと思ひます。他府縣では判定しにくい場合には抽籤による方法を探つてゐる所もありますが、本縣としては、勞を惜しまず調査研究して判定して頂いてゐるわけでありませぬ。尚ほ一度不合格になつた者、或は小學校を卒業してから、ある年限を経過してから志願して來る子供に就ても、其の後の進況、努力等充分調査の上考慮して設考して頂きたいと思ひます。

以上、本年度實施の方針に就て、少しく解釋的に申上げました。が、小學校に於ても、中等學校に於ても、此の方法による事は非常なお骨折を願ふことになるのであります。つまり從來の方法で子供達が背負つてゐた勞苦を、今度は教師が代つて背負つてやると思ふ事になります。之は最初申しました教育の根本精神から生れたものでありますので、國家のため、又將來の皇國を背負つて起つ子供達のため、進んで工夫を重ね、研究を積み、その勞苦を果されんことを希望致します。

そのためには、先づ先年文部省から通達せられた通牒、普通學務局長の發表したパンフレット、本縣の實施要項、その他通牒、或は文部省が發表した雑誌の記事等の文獻につき更に改めて研究して頂くと共に、先生方相互でよく協議工夫を凝らして頂きたいのであります。さうして父兄保護者にもよく納得の行くやう理解させて頂きたいと思ひます。

さうして、本年第二回の運用が適正且つ圓滑に行はれますやう

格別の御協力を煩はしたいと存する次第であります。

00827

### 國民職業指導所の設置



最近物資の不足、各種統制の強化、物價の公定等により、中小商工業部門においては、従来の活動範圍が縮小され或は機能の變革を餘儀なくされるものも生じつゝある。これに對し政府では各方面からあらゆる方策を實施して出来る限り轉業者を出さないやう努めてゐる。即ち極力中小商工業の維持育成を圖るとともに、已むを得ず職業の轉換をする場合には、出来るだけ官廳の強制的措置を避け、業者の自治的措置によらしめることとし且つまた年少者、兼業者等職業轉換の容易な者を先にし、年齢その他の關係上轉換の困難なものになるべく現在の業務を繼續せしめることとしてある。しかしなほ、中小商工業者やその従業者のうち、轉業の已むなきに至るものが相當多數に上る

ことが豫想されるので、これに對しては適當な對策が樹立實施されることになつたのである。

而して先づ中小商工業者の職業轉換の指導に完壁を期するため現在全國に亘り三百七十八ヶ所に達する職業紹介所について、勅令第百十三號を以て二月一日からその名稱を國民職業指導所と改められ、またその機構を刷新整備して従來職業紹介所で取扱つてゐた職業紹介、國民登録、従業者の移動防止、青少年の雇入制限等のほか、職業轉換の勸奨、相談、指導に當らしめることになつた。

今回國民職業指導所と改稱された職業紹介所は、職業紹介法に基いて設置されたものである。即ち職業紹介の最初に設置されたものは純然たる救濟的施設として民間で經營されたものであつてその後漸を遂うて市町村等に於てもこれを設置することとなつたのであるが、大正十年、職業紹介法の實施によりはじめて法に基く機關として原則として市町村が經營することとなり、その數も著しく増加し、昭和四、五年頃の不況時代に多數の失業者を生じたのに際し、失業の緩和、防止並びに救濟に重要な役割を果したのである。

しかし、滿洲事變を契機として我が國の産業は重工業部門を中心として著しい發展を示し、それに伴つて勞務の需要が増大して來た。また今次の事變勃發以來軍需産業、生産力擴充關係の産業において著しい躍進を示し、これに要する勞務者もまた多數に上ることになつて來た。かゝる事態に對應して職業紹介所の機構の擴充整備が要請せられるに至つたので、職業紹介法を改正し、市町

00828

村營の職業紹介所を廢止して國營の職業紹介所を配置すると共にその内容を一新し、これによつて職業紹介所は勞務需給の調整の第一線機關として、その任務は失業の救濟から勞務の調整へと一轉し、その使命はますます重要性を加へて來たのである。すなはち政府において設定した勞務動員計畫に呼應して、職業紹介所はこの勞務動員の實施機關として重責を果しつゝあつたのである。

右の如く職業紹介所はその名稱を國民職業指導所と改められたが、従前の職業紹介所の行つてゐた業務は、そのまゝ國民職業指導所で行ふことは勿論、更に「職業紹介」といふ言葉が「國民職業指導」と改められたやうに、その業務も一段と積極化されることになつたのである。もちろん従來から職業紹介事業は「勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ル」ことを目標として運營されてゐたのであるから單に人を求める者と職を求める者との間に立つて、就職の斡旋をするといふ消極的なものではなく、苟くも國民の一人一人が職業に従事し國家の活動の一部門を擔當して職域奉公の誠を致すにあり、諸般の事情を考慮してこれを指導する意圖の下に、各般の業務運營をなしてゐるのであるが、今回その名稱が改められたことは、名實ともに國民の職業指導を擔當するものなることを明瞭にしたものといへよう。

次に中小商工業部門において勞務が相當過剰になることが豫測されるときは、これを緊要な部門に轉換せしむるため指導斡旋すること、國民職業指導所に課せられた重大な責務である。これがために今回主として市部に設置されてゐる國民職業指導所には

職業轉換指導の専任職員が民間から起用され、また個々の業務並びにその従業者について轉換の相談、指導に當るために市部並びに必要な場合には町村の地域に職業指導員が置かれることになつた。この職業指導員は社會事業に於ける方面委員の如きもので、民間の産業經濟事情、業界の事情等に明るく且つ熱意ある人が地方長官から任命されるのであつて、常時、國民職業指導所と聯絡し、擔當區域内の要職業轉換者の相談相手となつて、活動するのである。

各地方を一九とした中小商工業者等の職業轉換指導對策の企圖運營は、それ／＼各道府縣廳及びそこに設けられてゐる官民合同の職業對策協議會に於て行はれ、また同業組合等の團體を對象とした指導は主として道府縣廳で行はれるのである。併しながら例へば企業の間合同整理等の問題が道府縣で解決された後そのうち具體的に何人かが職業の轉換をなすことになつた場合には、その指導は國民職業指導所に活動に任されることとなるのである。國民職業指導所は常に時局産業部門をはじめ、各方面から多數の求人を受けてゐるのであるから、要職業轉換者の經歷、年齢、身体、家庭等の諸事情並びに本人の希望等を考慮し、適當な就職を斡旋することになるのである。或る場合には軍需工場の一勞務者として人生の再出發をしなければならぬことも豫想される。また國民職業指導所に附設されてゐる職業補導所に入所して、機械工や事務員としての技能を身につける場合、或は大體の開拓に進むことなども考へられるのである。若しくは適當な職業轉換を期するために、國民勤勞訓練所に入所して訓練を受けるやうになることも

00829

あるだらう。この場合、國民職業指導所は能ふ限りの活動をして要職業轉換者の一人々々が職業を通じ、國家に對し奉公ができるやうに努むるのである。

三

國民職業指導所は前に述べたやうに全國を通じ三百七十八ヶ所に設置され、そのほかに出張所百四十二ヶ所、分所十三ヶ所を持つてゐるのであつて、その分布の状況についてはほぼ全國主要な場所を網羅してゐる。また各國民職業指導所はその業務上のことについて相互に聯絡し、一丸となつて活動する組織をもつてゐるのである。もちろん大都市における國民職業指導所と、また機構の上において差異が見られるのは勿論である。六大都市及び北九州に設置されてゐる國民職業指導所は概ね庶務、登録紹介及び轉職の各部に分れ、中小商工業者の職業轉換指導は主として轉職部を中心として行はれる。その他國民職業指導所に於ては總務係、業務係、及び必要に應じては轉職係が設けられて居り、前述の指導は業務係または轉職係が中心となつて活動してゐるのである。現在、國民職業指導所は一ヶ年約百五十萬人の勞務者を就職斡旋しつゝある状況であつて、要職業轉換者の斡旋は諸般の事情からして右から左に圓滑に運ばれないことも想像されるが、國民職業指導所のこの活動力をもつてすれば、職業轉換もさして困難事ではない。職業轉換の已むを得ざる事態に直面された人はこの國民職業指導所の力を信頼され、從來の慣れた環境を乾坤一擲し、敢然として進まねんことを希ふものである。また企業者は勿論、一般國民もこの國民職業指導所の重要な任務に鑑み、御協力を希ふもの

である。

四

なほ、中小商工業者等の職業轉換指導施設としては、この國民職業指導所のほかに國民勤勞訓練所、職業輔導、授産授職施設、國民更生金庫等がある。

國民勤勞訓練所は、要職業轉換者のうち諸種の事情によつて急に職業の轉換が困難な者を、本人の希望によつて入所せしめ、職業轉換に必要な精神並びに身体上の訓練を施す施設で、差當つて、東京、大阪の二ヶ所に設置され、收容人員はそれ／＼約一千人、訓練の期間は概ね一ヶ月で、本人の家庭の事情、經歷、身体

の状況等を考慮して國民職業指導所と聯絡し、就職について萬全の方策を講ずることとなつてゐる。また從來の職業輔導施設を更に擴張して要職業轉換者の職業再教育に努め、既設の授産授職施設も擴充整備することになつてゐる。

活かせ廢品

× × ×

興亞の資源

00830



青果物配給統制規則 施行細則の設定

昭和十五年七月十日附農林省令第五十六號を以て「青果物配給統制規則」が公布されてゐるのであるが、これは六大都市及び主要地域たる大消費地に對して青果物の適正なる補給を行つて、卸賣價格の騰貴を抑制すると共に平均的ならしめることによつて、小賣價格の適正を期する目的を以て制定せられたものであつて、之が統制規則の運用上補強の完全を期するは喫緊の要務である。依つて本縣では去る二月十八日附鳥取縣令第七號を以て「青果物配給統制規則施行細則」を制定公布したのである。

即ち本細則によると、知事の公示した青果物を縣外に出荷しようとする時は、鳥取縣農會の指圖による指定出荷者に依るに非ざれば爲し得ないのであつて、この指定出荷者は生産者の共同出荷を行ふ團體又は郡市以上を區域とする團體の中から指定されることになつて居り、縣農會は該統制計畫に關する事項を審議するた

織してゐない向は此の際急速に、市町村單位又は部落單位の出荷團體を組織するやうにせねばならないのである。尚今回、右施行細則によつて知事より指定されてゐる青果物は左の通りである。

- 一 甘藷
一 里芋
一 葱
一 大根
一 馬鈴薯



縣立智頭農林學校の設置

現下の時局に鑑み、生産力の擴充、大陸の開途は最も喫緊の要務であるが、之が達成の途は一に是が實踐の任に當る人的資源の

00831

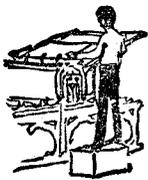
養成にあることは言を俟たない。  
然るに本縣に於ては之が甲種農業教育機關は僅かに三校に過ぎなかつたので、農業縣たる本縣としては其の数が極めて僅少であることを痛感せられてゐた。且つ地理的に農學校の配置状態を見ると伯西部たる西部に日野農林及び米子商蠶の二校、伯東部たる中部に倉吉農學校の二校であつて、因幡部たる東部には設置がなかつたため、之が設置に關しては多年縣民並に地元民の熱望してゐた處であり、昭和十五年度の通常縣會に於ても之が設置に關する建議案が提出せられて満場一致を以て可決せられた實情である。

依つて今回因幡地方たる八頭郡智頭町にこれを設置し以て現下時局の要求に應ずると共に縣下中等學校入學難緩和策の一ともすることとなつた。

今度設置せられる農林學校の名稱は「鳥取縣立智頭農林學校」といひ、昭和十六年四月より開校されるものであつて、生徒定員は男子部に林業科百五十名、農業科に百五十名、尙女子部として八十名を收容するものであつて、入學資格はいづれも高等科卒業程度で修業年限は男子部三年、女子部二年である。

新設農林學校は昭和十六年度に於て、本館として普通教室六の外、校長室・職員室・事務室・衛生室・特別室・(郷土資料室各一)、別館として特別教室(物化教室)、準備室各一、女子普通教室・養蠶室・女子特別教室・(裁縫・家事室各二)、附屬建物として宿直室・小使室兼炊事室・銃器室・便所等を設け、別に講堂並体操場を建設し、昭和十七年度事業として寄宿舎及び道場・職員

官舎・農場附屬建物・畜舎等を建設するものであつて、これ等の建築費並びに諸施設費雜費の外に牛馬豚鶏糞半等の家畜購入費を併せて合計二十三萬五千五百九十五圓を豫定するものである。  
然るに今回設置場所として決定した八頭郡智頭町の地は、現在智頭實業專修學校の設置せられて居る處であつて、周圍は廣々とした田畑を控へ、又優良なる木材を産出する山々に圍繞せられて農林學校設置の場所として適當の位置と認められるので、この度智頭町よりの右所要金額・現在建物・現在備品・敷地六千坪及び山林三十町歩等の寄附採納願出を受納し、且つ同町より實習地として田三町歩・畑二町歩の三年間無償貸與(期間満了後は協議の上更改)の契約を締結して同所に設置することとなつたものである。



### 第二回機械

#### 技術者檢定施行

昨年八月、厚生省で機械技術者檢定規則に基いて第一回機械技術者檢定を施行せられたことは本報第五十一號に記載した通りであります。去る一月十五日の官報を以て(厚生省令第一號)右規則が一部改正公布せられた上、今回更に第二回の機械技術者檢定が行はれることになりました。

00832

右は現下最も喫緊の要務たる軍需品の生産、及び生産力の擴充等に要する機械技術者の補充の一助たらしめると共に、一般従業員員の技術向上を圖るため機械技術者の檢定を行はんとするものであります。右該當者は本制度の趣旨を理解し多數應募せられるやう希望する次第であります。

尙ほ受檢資格とか檢定の内容とか受檢順序等は本報第五十一號に詳記してありますからそれを参照下されば分るのであります。が今回の出願期間、檢定の期日及び場所、手續等は次の通りであります。

#### 一 出願期間

二月十二日より三月十日までに

#### 二 試験の期日及び場所

試験の期日及び場所は追つて官報を以て公告されることになつてゐるが、試験期日に關しては前記筆記試験は四月上旬後期筆記試験は五月上旬、作業試験及び口頭試問は七月中下旬に於て施行される豫定であつて、試験場所に關しては筆記試験は各道府縣廳所在地、作業試験及び口頭試問は東京、大阪、愛知、福岡の各府縣廳所在地に於て行はれる豫定である。

#### 三 受檢願書等

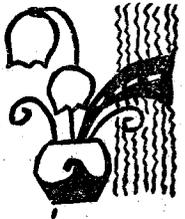
- イ 受檢願書には五圓の収入印紙を貼付すること。
- ロ 受檢願書には履歴書、戸籍抄本、寫眞及び證明書(機械工作又は金屬加工を行ふ場合事業場に於ける生産作業に従事し且つ現に従事せる者は推薦書)を添付すること。
- ハ 受檢願書及び添付書類は出願期間中に受檢者の就業地の道

府縣廳へ持参し又は書留郵便を以て差出すこと。

受檢願書、證明書及び推薦書の用紙は厚生省職業局技能課又は道府縣學務部職業課に申出れば交付せられることになつてゐるが、郵送希望者は返信用として受取人の宛所及び宛名を記載した封筒に三錢切手を添へ前記場所に申出ればよい。

#### 四 受檢票

出願者は受檢願書を差出した道府縣廳から受檢票の交付を受けること。但し受檢願書を郵便で差出した者には受檢票は郵送せられることになつてゐるから、受檢願書提出の際返信用として受取人の宛所及び宛名を記載した封筒と三錢切手を同封すること。



### 「常會の誓」募集

町内會・部落會・隣組等の常會開催に際して出席者全員の心を統一し、明朗親和の中に而も常會の尊い使命に向つて同心協力其の目的達成に努力を誓はしめるに足る適當な朗誦文「常會の誓」を作成し、之を出席者全員に唱和せしめることを目的として、自治振興會並びに東京日々・大阪毎日兩新聞社共同主催、内務省・

文部省・大政翼賛會後援の下に次の要項に依つてこれを懸賞募集することとなつた。個人應募は勿論、部落會・町内會・隣保班等の團體としても多數應募せられるやう希望する。

募集要項

一 内容

イ 皇道の本義に基く一郷一族の精神を強調し、隣保協同相互教化を圖る可き常會の本質を明らかにし、以て大政翼賛臣道實踐に資するものであること  
ロ 莊重嚴肅にして而も平易明朗、老若男女を問はず一齊に唱和し得るものであること

二 形式

文の形式は自由、但し長さ四百字以内(成るべく簡明であること)

三 應募者

應募者は個人の外特に町内會部落會・隣組等常會中心の應募を歓迎する

四 締切及び發表

イ 締切 二月末日  
ロ 發表 四月上旬

五 賞

入選 壹人 内務大臣賞 (副賞 五百圓(事變國債))  
佳作 五人 各賞百圓(事變國債)

六 審査員

- 内務省地方局長 留岡幸男
- 同 地方局振興課長 岡本幸茂
- 文部省社會教育局長 瀨本彌三
- 内閣情報局長 久富達夫
- 大政翼賛會組織部長 清水重夫
- 同 生活指導部長 喜多壯一郎
- 同 文化 部長 岸田國士
- 中央教化團體聯合會理事長 柴田善三郎
- 壯年團中央協會理事長 後藤文夫
- 選舉肅正中央聯盟理事長 田澤義輔
- 中央報德會常任理事 中川望東
- 東京市政調査會常務理事 田中廣太郎
- 自治振興會理事長 牛塚虎太郎
- 大日本報德社副社長 佐々井信太郎
- 大日本放送協會常務理事 關田正男
- 東京日々新聞社主幹 高田元三郎
- 大阪毎日新聞社主幹 下田將美
- 原稿送付先 東京日々新聞社文化部 常會の警係宛
- 又は大阪市北區堂島上二丁目大阪毎日新聞社文化部 常會の警係宛

昭和十六年二月廿一日印刷  
昭和十六年二月廿一日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所